平成２３年（フ）第５５３号
宮城県黒川郡富谷町成田６丁目７番地12
債務者　工藤　令子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６４６号
宮城県宮城郡利府町春日字金突堂18番地44
債務者　佐藤　優一（旧姓阿部）
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６５８号
仙台市太白区郡山８丁目２番８号　ホームユニバース郡山202
債務者　鈴木　淳子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６８７号
仙台市青葉区上杉３丁目２番42―405号
債務者　吉崎　　睦（旧姓大場）
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第６８８号
仙台市青葉区片平１丁目２番11―1402号
債務者　大場　亜紀
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７０６号
宮城県塩竈市杉の入２丁目19番１―206号　ユートピア杉の入Ⅰ
債務者　佐々木弓子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７１２号
仙台市青葉区高野原４丁目11番地の18
債務者　齋藤　長衛
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７５１号
仙台市若林区荒井字遠藤69番地
債務者　山浦　啓子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第７２号
茨城県鹿嶋市港ケ丘1147番地27
債務者　大串　　伸
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第７３号
茨城県鹿嶋市港ケ丘1147番地27
債務者　大串　弘美
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第７８号
茨城県神栖市神栖２丁目９番24号カーサ・ヴィヤンコ203
債務者　中村　勇二
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２３年（フ）第４８２号
千葉県船橋市夏見４丁目１番20―104号
債務者　小林　昌夫
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４８３号
千葉県船橋市夏見４丁目１番20―104号
債務者　小林　容子
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８１６号
千葉市若葉区みつわ台１丁目27番１号　エコガーデンＡ―106号
債務者　佐々木秀行
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第８９０号
千葉県市川市宝１丁目17番17号
債務者　高木　壽人
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９２０号
千葉市中央区都町２丁目23番18号　エル・プリメーロ201号
債務者　米倉　孝治（旧姓濱田）
1　決定年月日時　平成23年８月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第４１号
山梨県南都留郡忍野村忍草488番地
債務者　大森　久江
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２３年（フ）第４９号
山梨県富士吉田市上吉田3431番地の３
債務者　小俣ふじ子
1　決定年月日時　平成23年８月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月17日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係